

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第18期第2四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
【英訳名】	GMO Payment Gateway, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相浦 一成
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	03 - 3464 - 2740
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 経営企画室長 村松 竜
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	03 - 3464 - 0182
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 経営企画室長 村松 竜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第2四半期連結 累計期間	第18期 第2四半期連結 累計期間	第17期 第2四半期連結 会計期間	第18期 第2四半期連結 会計期間	第17期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高(千円)	1,498,546	1,848,818	771,000	952,847	3,145,901
経常利益(千円)	556,326	730,557	275,863	396,884	1,147,552
四半期(当期)純利益(千円)	280,544	392,523	142,951	209,769	585,206
純資産額(千円)	-	-	3,351,814	3,861,760	3,659,437
総資産額(千円)	-	-	9,858,414	12,106,553	11,408,561
1株当たり純資産額(円)	-	-	39,176.27	45,004.97	42,729.94
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	3,285.72	4,596.61	1,674.24	2,456.15	6,853.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3,277.22	4,566.35	1,670.26	2,438.33	6,828.54
自己資本比率(%)	-	-	33.9	31.8	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,754,032	961,120	-	-	3,558,535
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	213,912	86,898	-	-	301,935
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	30,114	194,960	-	-	183,313
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	8,367,064	10,609,594	9,930,332
従業員数(人)	-	-	107	134	123

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	134	(3)
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	115	(3)
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは決済関連事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載しておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績は、以下のとおりであります。

品目別	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
イニシャル売上(千円)	81,031	95.1
ランニング売上(千円)	542,693	119.2
加盟店売上(千円)	329,121	142.9
合計(千円)	952,847	123.6

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約等は以下のとおりであります。

マルチペイメントサービスに関する契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
GMOペイメント ゲートウェイ(株) (当社)	SMB Cファイナンス サービス(株)	日本	預金口座振替による代金 回収事務委託契約書	平成22年6月22日から 1年間 (以後1年ごとの自動 更新)

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（１）業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国の経済環境は、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に持ち直しが見られるものの、個人消費の低調な推移や厳しい雇用情勢など景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。さらに平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴い、今後の景気への影響が懸念されております。そのような中、当社グループの事業が立脚する市場背景については今後の注視が必要な状況ではありますが中長期的には安定的に推移しております。

非対面商取引市場は、インターネットの普及やクレジットカードをはじめとする決済手段の多様化に伴い発展を継続し、不況下においても非対面商取引が人々の生活に欠かせないものになるなど、商取引の構造に変化をもたらしながら堅実な成長を継続しております。またスマートフォンの普及が本格化し、市場を取り巻く環境がさらに好転してきております。

消費者向け電子商取引市場においては、インターネット購買の伸張により物販市場が安定的に成長し、会員サービス・デジタルコンテンツ・ソーシャルアプリ市場等に牽引され物販以外のサービス市場も拡大いたしました。クレジットカード業界においては、個人消費の低迷や割賦販売法・貸金業法など関連業法改正の影響により厳しい状況が続いておりますが、インターネット購買をはじめ、電気・ガス・水道などの公共料金、自動車税・固定資産税・国民年金などの公金、他にも家賃や医療など生活に密着した支払い分野など非対面におけるクレジットカード利用は拡大を続けております。

このように市場環境は中長期的には引き続き堅調に推移する一方、東日本大震災の影響により個人消費の抑制も見られ、短期的には予断の許されない事業環境となっております。

このような状況の中、当社グループは、増収要因となる事業規模の拡大を図るため、以下に示す3つの目標に基づいて事業を推進いたしました。

なお、当社グループは、当社と当社連結子会社のイブシロン㈱及びソーシャルアプリ決済サービス㈱からなり、GMOインターネット㈱の連結対象子会社として、クレジットカード等の決済処理サービスを行っております。

オンライン課金分野の成長

直接販売・OEM販売・加盟店を多数抱える企業に対する業務提携型のビジネスの推進等により、加盟店の効率的な新規獲得に注力し、当社グループの売上の指標である「加盟店数」「決済処理件数」「決済処理金額」の増大に努めてまいりました。

「加盟店数」においては、クレジットカードに加えコンビニ収納・電子マネー・Pay-easyなど多様な決済手段を一括して提供するSaaS型「PGマルチペイメントサービス」とイブシロン㈱の「マルチ決済サービス」により積極的に新規加盟店を開拓した結果、及び販売促進・マーケティング投資の奏功により、当第2四半期連結会計期間末の稼働店舗数は平成22年9月末比2,947店舗増加の29,435店となりました。

〔稼働店舗数推移〕

	平成19年9月末	平成20年9月末	平成21年9月末	平成22年9月末	平成23年3月末
稼働店舗数（店）	13,136	19,237	21,166	26,488	29,435

（注）稼働店舗数とは、当サービスを利用するための店舗毎のIDの個数です。当社グループと契約状態にあり、当システムに接続されいつでも決済処理可能な店舗（加盟店）の数を意味します。

「決済処理件数」においては既存店舗を中心に順調に増加し、売上高の増加に貢献いたしました。「決済処理金額」においては、東日本大震災発生直後の消費抑制・物流停滞の影響を受け第1四半期連結会計期間より若干減少いたしました。前第2四半期連結会計期間対比では増加いたしました。

当社の連結子会社であるイブシロン㈱は、消費者向け電子商取引市場において個人や小規模事業者の参入増加により裾野が広がっていることに応じて、クレジットカード等の各種決済手段に一括して対応する「マルチ決済サービス」を、小規模事業者に対しホームページを介して非対面で販売・提供しており、稼働店舗数及び加盟店売上の増加に貢献いたしました。また、「代引き決済サービス」「イブシロン配送サービス」が好調に推移し、同社の成長を牽引しました。

同社の業績は好調に伸長しており、当第2四半期連結会計期間の売上高は187百万円（前年同期比43.3%増）となりました。

一方、スマートフォン市場への事業展開として、当社の連結子会社であるソーシャルアプリ決済サービス㈱がスマートフォン向け会員認証・決済プラットフォーム「mopita(モピタ)」を提供しており、当第2四半期連結会計期間においては平成23年1月に「mopita」で100円から決済が可能となるマイクロペイメントサービスを開始いたしました。

継続課金分野の開拓

公共料金・公金・その他生活に密着した月額サービスの支払いの分野においてクレジットカード決済が浸透しつつある中、引き続き当分野の開拓に努めてまいりました。

当第2四半期連結会計期間においては、平成23年3月に、大阪市が平成23年4月より開始した所得及び納税証明書のインターネット請求手続きサービスのクレジットカード決済に当社サービスが採用されました。

付加価値サービス・新規分野の拡大

当社グループの加盟店に対し利用付加価値を高めるべく、早期入金サービスなど決済業務に付帯関連する領域のサービスの拡大に努めてまいりました。

また、ユーザー数6億人以上とも言われる世界最大のSNS「フェイスブック」において、インターネットの先端分野をECに生かす取組みとしてソーシャルネットワークを活用したEC支援のサービスを開始しております。

一方、営業費用に関しては、売上原価の高い付加価値サービスが計画を下回りその他のクレジットカード決済サービス等が好調に推移したことなどにより、売上原価は132,247千円(前年同期比13.5%増)と計画を下回りました。また、販売費及び一般管理費は、当第2四半期連結会計期間における東日本大震災による業績への影響は軽微でしたが、震災時の消費抑制・物流停滞の影響による当社「決済処理金額」の減少が5月以降の売上に反映する可能性、今後想定される電力不足による消費者のインターネットショッピング時間の減少の可能性やEC事業者の企業活動の停滞の懸念、並びに当社の停電時のサーバー維持など震災対応費用の発生等、経営環境及び当社業績への影響が不透明なことを勘案し全社的な費用抑制を行った結果、418,782千円(前年同期比12.3%増)に留まりました。

以上の結果、当社グループの当第2四半期連結会計期間(平成23年1月1日～平成23年3月31日)の業績は、売上高952,847千円(前年同期比23.6%増)、営業利益401,817千円(前年同期比42.7%増)、経常利益396,884千円(前年同期比43.9%増)、四半期純利益209,769千円(前年同期比46.7%増)となりました。なお、売上高の内訳はイニシャル売上81,031千円(前年同期比4.9%減)、ランニング売上542,693千円(前年同期比19.2%増)、加盟店売上329,121千円(前年同期比42.9%増)となっております。

売上高経常利益率については41.7%となりました。

また当社グループの当第2四半期連結累計期間(平成22年10月1日～平成23年3月31日)の業績は、売上高1,848,818千円(前年同期比23.4%増)、営業利益744,533千円(前年同期比32.4%増)、経常利益730,557千円(前年同期比31.3%増)、四半期純利益392,523千円(前年同期比39.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、第1四半期連結会計期間末に比べ19,005千円減少し、当第2四半期連結会計期間末には10,609,594千円となりました。当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローは以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は56,153千円(前年同期は734,054千円の獲得)となりました。これは主に預り金が390,948千円減少したものの、税金等調整前四半期純利益394,548千円の計上と引当金の増加49,536千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は51,717千円(前年同期は154,083千円の使用)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出43,086千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は23,442千円(前年同期は117,630千円の獲得)となりました。これは主に配当金の支払額26,827千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1．主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2．設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	256,000
計	256,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	85,452	85,452	東京証券取引所 市場第一部	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	85,452	85,452	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

(平成16年12月15日開催の定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	29(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	464(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,875(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から 平成26年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,875 資本組入額 35,938 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 平成16年12月25日付の株式分割(1:4)、平成17年11月18日付の株式分割(1:4)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(3) その他の条件については、平成16年12月15日開催の定時株主総会決議、平成16年12月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権
(平成20年12月16日開催の定時株主総会決議に基づく第9回新株予約権)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	469(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	469(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	111,200
新株予約権の行使期間	平成23年12月17日から 平成27年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 111,200 資本組入額 55,600
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができるものとする。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役(社外取締役を含む)もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

- (3) その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の3. で定められる行使価額に準じて決定された金額に、(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前述の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

前述の4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

以下の から までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議または代表取締役の決定がな

された場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(平成20年12月16日開催の定時株主総会決議に基づく第10回新株予約権)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127,375
新株予約権の行使期間	平成23年12月17日から 平成27年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127,375 資本組入額 63,688
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、これを調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役(社外取締役を含む)、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役(社外取締役を含む)もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
- (3) その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前述の2. で定められる行使価額に準じて決定された金額に、(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前述の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

前述の3. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

以下の から までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議または代表取締役の決定がな

された場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	64	85,452	2,300	658,116	2,299	918,038

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
GMOインターネット㈱	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー	44,624	52.22
日本マスタートラスト 信託銀行㈱(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,909	5.74
日本トラスティ・サービス 信託銀行㈱(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,871	5.70
相浦一成	東京都世田谷区	3,214	3.76
ジェービー モルガン チェース バンク 385047 (常任代理人 ㈱みずほコーポ レート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON EC2Y 5AJ, U.K. (東京都中央区月島4-16-13)	1,157	1.35
ステート ストリート バンクア ンド トラスト カンパニー(常 任代理人 香港上海銀行東京支 店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S.A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,090	1.27
資産管理サービス信託銀行㈱ (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドト リトンスクエアオフィスタワーZ棟	823	0.96
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウ ント ジェイピーアールデイ アイ エスジー エフイー・エイシー (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業 部)	728	0.85
ジェービー モルガン チェース バンク 380084 (常任代理人 ㈱みずほコーポ レート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	710	0.83
ビービーエイチ マシユーズ ジ ヤパン ファンド(常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	654	0.76
計	-	62,780	73.46

(注) フィデリティ投信㈱から、平成23年4月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年3月31日現在で4,283株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信㈱の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信㈱
住所	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー
保有株券等の数	株式 4,283株
株券等保有割合	5.01%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,447	85,447	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	85,452	-	-
総株主の議決権	-	85,447	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
GMOペイメント ゲートウェイ(株)	東京都渋谷区道玄坂 1 - 14 - 6	5	-	5	0.00
計	-	5	-	5	0.00

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	177,000	169,900	202,900	247,700	266,800	306,000
最低(円)	155,300	151,000	162,100	201,700	222,100	169,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第2四半期連結

累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査

法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,609,594	9,930,332
売掛金	364,288	339,393
商品	0	0
貯蔵品	209	154
前渡金	189,803	173,147
前払費用	37,060	28,704
繰延税金資産	62,974	76,467
未収入金	52,273	46,365
その他	8,441	7,675
貸倒引当金	24,606	22,001
流動資産合計	11,300,037	10,580,238
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	31,046	33,840
工具、器具及び備品(純額)	61,152	65,588
その他	12,340	14,246
有形固定資産合計	104,540	113,674
無形固定資産		
のれん	68,244	73,609
特許権	4	17
商標権	1,354	1,693
ソフトウェア	276,433	303,964
その他	109,082	79,138
無形固定資産合計	455,120	458,423
投資その他の資産		
投資有価証券	52,010	46,020
関係会社債	11,429	17,253
その他の関係会社有価証券	8,887	12,752
役員及び従業員に対する長期貸付金	28,877	34,428
破産更生債権等	12,024	12,028
長期前払費用	701	1,674
敷金及び保証金	90,542	93,430
繰延税金資産	54,405	50,663
貸倒引当金	12,024	12,028
投資その他の資産合計	246,854	256,224
固定資産合計	806,515	828,322
資産合計	12,106,553	11,408,561

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	70,164	74,581
未払金	64,837	102,910
未払法人税等	304,316	323,223
未払消費税等	33,988	33,360
前受金	2,928	7,835
預り金	7,644,963	7,068,621
賞与引当金	60,776	86,714
その他の引当金	36,000	26,000
その他	11,827	10,290
流動負債合計	8,229,802	7,733,537
固定負債		
その他	14,989	15,586
固定負債合計	14,989	15,586
負債合計	8,244,792	7,749,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	658,116	655,816
資本剰余金	918,038	915,738
利益剰余金	2,273,346	2,081,472
自己株式	3,882	3,882
株主資本合計	3,845,618	3,649,145
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	79	735
評価・換算差額等合計	79	735
新株予約権	16,221	11,027
純資産合計	3,861,760	3,659,437
負債純資産合計	12,106,553	11,408,561

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
売上高	1,498,546	1,848,818
売上原価	226,250	264,845
売上総利益	1,272,296	1,583,973
販売費及び一般管理費	₁ 709,851	₁ 839,439
営業利益	562,444	744,533
営業外収益		
受取利息	510	655
受取配当金	48	18
未払配当金除斥益	-	1,161
受取賃貸料	713	5,062
為替差益	28	-
その他	37	19
営業外収益合計	1,337	6,916
営業外費用		
支払利息	1,916	6,200
持分法による投資損失	4,375	5,824
匿名組合投資損失	-	3,865
賃貸費用	698	4,922
為替差損	-	72
その他	464	7
営業外費用合計	7,455	20,892
経常利益	556,326	730,557
特別損失		
固定資産除却損	5,202	2,127
投資有価証券評価損	-	6,158
本社移転費用	48,657	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,557
災害による損失	₂ -	₂ 2,336
特別損失合計	53,860	12,180
税金等調整前四半期純利益	502,466	718,377
法人税、住民税及び事業税	217,445	316,553
法人税等調整額	4,476	9,300
法人税等合計	221,921	325,853
少数株主損益調整前四半期純利益	-	392,523
四半期純利益	280,544	392,523

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	771,000	952,847
売上原価	116,557	132,247
売上総利益	654,442	820,599
販売費及び一般管理費	¹ 372,887	¹ 418,782
営業利益	281,555	401,817
営業外収益		
受取利息	305	313
受取配当金	18	-
匿名組合投資利益	-	1,217
受取賃貸料	713	2,720
為替差益	9	102
その他	13	8
営業外収益合計	1,060	4,363
営業外費用		
支払利息	1,346	4,166
持分法による投資損失	4,375	2,476
賃貸費用	698	2,649
その他	332	4
営業外費用合計	6,753	9,296
経常利益	275,863	396,884
特別損失		
固定資産除却損	5,202	-
本社移転費用	8,657	-
災害による損失	² -	² 2,336
特別損失合計	13,860	2,336
税金等調整前四半期純利益	262,002	394,548
法人税、住民税及び事業税	126,228	210,360
法人税等調整額	7,177	25,582
法人税等合計	119,051	184,778
少数株主損益調整前四半期純利益	-	209,769
四半期純利益	142,951	209,769

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	502,466	718,377
減価償却費	71,609	78,020
のれん償却額	1,639	5,364
引当金の増減額(は減少)	7,683	13,336
受取利息及び受取配当金	558	673
支払利息	1,916	6,200
為替差損益(は益)	28	72
持分法による投資損益(は益)	4,375	5,824
匿名組合投資損益(は益)	-	3,865
固定資産除却損	5,202	2,127
投資有価証券評価損益(は益)	-	6,158
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,557
売上債権の増減額(は増加)	32,116	24,891
たな卸資産の増減額(は増加)	51	55
前渡金の増減額(は増加)	31,905	16,655
未収入金の増減額(は増加)	3,543	6,279
仕入債務の増減額(は減少)	16,583	4,417
預り金の増減額(は減少)	1,428,000	576,341
その他	39,394	35,819
小計	1,995,301	1,301,782
利息及び配当金の受取額	429	1,045
利息の支払額	1,916	6,200
法人税等の支払額	239,780	335,505
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,754,032	961,120
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,075	9,520
無形固定資産の取得による支出	65,703	73,426
投資有価証券の取得による支出	9,900	11,676
投資有価証券の売却による収入	-	562
関係会社社債の取得による支出	30,000	-
敷金の差入による支出	85,389	-
預り保証金の受入による収入	1,500	1,880
営業譲受による支出	14,796	-
その他	5,451	5,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	213,912	86,898
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	150,000	-
株式の発行による収入	-	4,600
新株予約権の発行による収入	-	1,117
配当金の支払額	177,744	198,256
その他	2,369	2,422
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,114	194,960
現金及び現金同等物に係る換算差額	28	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,510,033	679,261
現金及び現金同等物の期首残高	6,857,030	9,930,332
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,367,064	10,609,594

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,334千円減少し、税金等調整前四半期純利益は2,892千円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 162,661千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 145,581千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。 給与手当 260,041千円 賞与引当金繰入額 42,500千円 その他の引当金繰入額 11,871千円 貸倒引当金繰入額 7,718千円	1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。 給与手当 320,509千円 賞与引当金繰入額 60,776千円 その他の引当金繰入額 36,000千円 貸倒引当金繰入額 7,224千円
2.	2.災害による損失の内訳は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した取引先等に対する売掛金の免除であります。

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。 給与手当 129,679千円 賞与引当金繰入額 25,369千円 その他の引当金繰入額 11,871千円 貸倒引当金繰入額 3,555千円	1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。 給与手当 162,888千円 賞与引当金繰入額 12,570千円 その他の引当金繰入額 36,000千円 貸倒引当金繰入額 1,797千円
2.	2.災害による損失の内訳は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した取引先等に対する売掛金の免除であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 8,367,064千円	現金及び預金勘定 10,609,594千円
現金及び現金同等物 8,367,064千円	現金及び現金同等物 10,609,594千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 85,452株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 5株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 16,221千円(親会社15,103千円、連結子会社1,117千円)
4. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月21日 定時株主総会	普通株式	200,650	2,350	平成22年9月30日	平成22年12月22日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

当社グループはクレジットカード等の決済事業のみを行う単一事業会社であるため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

当社グループは本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年3月31日)

当社グループは海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年3月31日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当社グループはクレジットカード等の決済事業のみを行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日(注)と比較して著しい変動がありません。

(注)第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高は、第1四半期連結会計期間の期首における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	45,004.97円	1株当たり純資産額	42,729.94円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,285.72円	1株当たり四半期純利益金額	4,596.61円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3,277.22円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	4,566.35円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	280,544	392,523
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	280,544	392,523
期中平均株式数(株)	85,383.00	85,394.25
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	221	565
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権24個。	イブシロン(株) 新株予約権196個。 ソーシャルアプリ決済サービス(株) 新株予約権71個。

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,674.24円	1株当たり四半期純利益金額	2,456.15円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,670.26円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,438.33円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	142,951	209,769
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	142,951	209,769
期中平均株式数(株)	85,383.00	85,405.76
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	203	624
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	第10回新株予約権24個。	イブシロン(株) 新株予約権196個。 ソーシャルアプリ決済サービス(株) 新株予約権71個。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOペイメントゲートウェイ株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOペイメントゲートウェイ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOペイメントゲートウェイ株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOペイメントゲートウェイ株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。